

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件（案） 新旧対照表  
 ○ 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となつたものに限る。）</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたものに限る。）</p> <p>三 ポリ塩化ビフェニル処理物（令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）（前二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>